

令和6年7月現在

	氏名	所属・役職等	備考
1	石井鏡子	柏市民生委員児童委員協議会豊四季台西地区会長	
2	植田勝浩	千葉県美容業生活衛生同業組合柏支部	
3	大宅正起	東葛地域獣医師会	
4	北川希代子	公募委員	
5	齊藤泉	柏市薬剤師会会長	
6	佐藤紀子	千葉県立保健医療大学健康科学部長	
7	中山宙久	柏歯科医師会会長	
8	南波広行	東京慈恵会医科大学附属柏病院小児科診療部長	
9	西出良一	柏市医師会副会長	
10	原田静香	順天堂大学 医療看護学部公衆衛生看護学 前任准教授	
11	増尾直文	柏市食品衛生協会会長	
12	松倉聡	柏市医師会会長	
13	村上広子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長	
14	渡邊由実	千葉県看護協会東葛地区部会 看護部長	

(敬称略 50音順)

柏市保健衛生審議会部会 委員名簿

母子保健部会

	氏名	所属・役職等	備考
1	足立千賀子	千葉県助産師会監事	
2	菊池春樹	東京成徳大学応用心理学部臨床心理学科准教授	
3	北川希代子	公募委員	
4	窪谷 潔	柏市医師会副会長	
5	小松崎 禎	柏児童相談所柏末広支所支所長	
6	佐藤紀子	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科長	
7	杉山拓人	柏市認定こども園協議会	
8	武田宗一郎	柏市私立幼稚園協会渉外委員会委員長	
9	南波広行	東京慈恵会医科大学附属柏病院小児科診療部長	
10	萩原亜希子	柏市小中学校校長会・柏市立風早北部小学校校長	
11	林 恵子	柏市私立認可保育園協議会副会長	
12	村上広子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長	
13	吉田聡子	柏歯科医師会衛生副委員長	
14	渡邊智子	学校法人食糧学院東京栄養食糧専門学校校長	

(敬称略 50音順)

健康増進部会

	氏名	所属・役職等	備考
1	池澤幸博	柏市スポーツ協会副理事長	
2	加藤理津子	東京家政学院大学人間栄養部人間栄養学科准教授	
3	木村能英子	柏市PTA連絡協議会副会長	
4	小齋隆宣	柏市ふるさと協議会連合会・北柏町会副会長	
5	齊藤泉	柏市薬剤師会会長	
6	杉本健太郎	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科講師	
7	高橋直資	柏商工会議所専務理事	
8	高橋史成	柏市社会福祉協議会地域福祉課長	
9	西田美穂	柏市民生委員児童委員協議会・新田原地区主任児童委員	
10	橋本英樹	東京大学大学院医学系研究科教授	
11	平野江利香	柏市医師会理事	
12	細井毅	柏歯科医師会副会長	
13	松本文	柏市民健康づくり推進員連絡協議会副会長	

(敬称略 50音順)

柏市保健衛生審議会 健康医療部参加者名簿

	所 属	氏 名	新留の別
1	健康医療部長	高 橋 裕 之	留任
2	保健所長	山 崎 彰 美	新任
3	健康政策課長	大 西 佑 作	留任
4	地域保健課長	星 裕 子	留任
5	健康増進課長	浅 野 美穂子	留任
6	総務企画課長	梅 澤 貴 義	新任
7	保健予防課長	小 倉 恵 美	留任
8	生活衛生課長	高 木 素	新任
9	動物愛護ふれあいセンター所長	芳 川 恵 一	留任
10	衛生検査課長	赤 池 孝 至	留任



柏市（保健所）健康危機対処計画 — 感染症編 — について

令和6年7月25日（木）
柏市健康医療部総務企画課

1. 計画の概要



計画策定の背景と目的

- 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)」が改正されたことに基づき、保健所設置市では「健康危機対処計画」の策定が義務化。保健所における健康危機管理体制の構築・強化を目的に、その具体的方策を示す。

【記載概要】

感染症による健康危機発生時における、

人員体制の確保, 関係機関との連携, 業務効率化, 人材育成のための研修・訓練

- 感染症法に基づく予防計画, 特措法に基づく行動計画及び医療法に基づく医療計画(都道府県計画)等との整合を図りながら策定。

【関連計画】

柏市感染症予防計画, 柏市新型インフルエンザ等対策行動計画, 危機管理基本計画, 業務継続計画(感染症編)

1. 計画の概要



計画の評価・見直し

①担当部署による定期的な進捗確認

平時の準備を担当する部署は、年度当初に前年度の事業評価及び今後の取組等の確認を実施する。

②柏市保健衛生審議会における評価, 意見聴取

柏市保健衛生審議会で計画の進捗報告を行い、評価及び意見を踏まえ計画の見直しを行う。

③実践型訓練等の実施と評価

本計画に基づいた定期的な実践型訓練等を実施し、訓練結果を踏まえ、適宜、計画内容の見直しを行う。

④今後発生しうる感染症対応での評価

予見することが難しい感染症対応は、実行の段階で、予防計画や業務内容が、国や県により大幅に変更されることも念頭に置いて、流行の波の間や事後において本計画の評価・見直しを行い、本計画に反映する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
進捗	進捗確認			取組内容・計画内容の見直し								
審議会				審議会								
訓練	訓練実施 ※ 年度毎に実施時期を検討											
その他	予防計画や対応業務の変更があった場合、随時評価・見直し											

2. 平時における準備 (1) 業務量・人員数の想定



コロナ第6波の状況

- 業務量は、新型コロナウイルス感染症がオミクロン株に変異した、いわゆる「第6波」と同規模の感染者が確認された状況で計算
- 第6波で感染症対応に従事した人員数(**一部業務は外部委託**が行われていた)

保健予防課専任	保健予防課併任	保健所内応援	庁内応援	その他	計
10人	79人	34人(日)	20人(日)	7人	150人

必要人員数の想定

- 第6波当時の業務体制を勘案(**外部委託前を想定**)し、必要人員数を再精査
- 健康医療部のみでの対応が困難と見込まれる場合は、庁内関係部署と連携し、全庁的な対応体制へと迅速に切り替えることができるように準備する

健康医療部	庁内応援	合計
106人(*)	100人	206人(*)

* 健康医療部の定数:288人
具体的な動員リストを作成済み

※ その他

- 感染症対応業務において、業務効率化を図るため、積極的にICTツールを活用する
- 感染症対応業務のうち、外部委託や千葉県での一元化で実施する業務を、予め想定しておく
- 柏市感染症予防計画で、流行初期から1か月間において想定される業務量に対応する人員の確保数「206人」を設定



2. 平時における準備 (2) 人材育成

研修・訓練

○ 感染症調整本部体制を構成する職員, IHEAT要員(※)等を対象に, 感染症対応に関する研修・訓練を年1回以上行う。

※ 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

想定する研修・訓練

名称	内容
感染症対応に関する研修	感染症法に関することや標準予防策, 積極的疫学調査等に関すること
PPE着脱訓練	個人防護具の着脱シュミレーション
患者移送訓練	患者移送, アイソレーターの取扱い, 動作確認等
応援者受入れ訓練	執務室の配置シュミレーション, 必要な資機材, 物品のテスト
各システム関係訓練	感染症対応関係のシステムの操作等

○ その他, 国や県が主催する研修や訓練等にも職員を積極的に派遣する。

2. 平時における準備 (3) 組織体制



感染症調整本部の設置と組織図

管理責任者：健康医療部長
副管理責任者：健康医療部次長

管理責任者補佐：
保健所長
統括保健師

対策総括班
部内 5名, 部外 5名

情報管理・庶務班
部内 15名, 部外 21名

対策実施班
部内 67名, 部外 73名

移送班
部内 2名, 部外 1名

検査班
部内 17名, 部外 0名

情報管理グループ 部内 6名, 部外 6名

庶務グループ

相談グループ 部内 9名, 部外 15名

業務調整グループ 部内 7名, 部外 0名

疫学調査グループ 部内 29名, 部外 27名

帰国者・接触者相談センターグループ
部内 3名, 部外 6名

入所・受診等調整グループ
部内 7名, 部外 7名

クラスター対策グループ
部内 5名, 部外 8名

健康観察グループ 部内 10名, 部外 14名

文書事務グループ 部内 6名, 部外 11名

2. 平時における準備 (3) 組織体制



1) 部内体制

※ 実際の名簿は、個人名も記載され、年度で更新します。

班	班長	グループ	グループリーダー	職種				
				感染症対応経験有保健師	左記以外の医療系専門職	検査経験有医療職	事務職他	
対策総括班	健康政策課長			総務企画課1名	総務企画課1名 健康政策課1名		健康政策課1名	
情報管理 ・ 庶務班	総務企画課長	情報管理	総務企画課1名	地域包括支援課1名			地域医療推進課1名	
		庶務	保健予防課1名				医療公社管理課1名	
		相談	総務企画課1名		地域保健課1名 健康増進課1名		高齢者支援課3名 保険年金課3名	
対策実施班	保健予防課長	業務調整	健康増進課1名	地域包括支援課1名 地域保健課1名	地域医療推進課1名		地域包括支援課1名 保険年金課1名	
			疫学調査	健康増進課1名 保健予防課1名	地域保健課2名 地域医療推進課1名 保健予防課4名	健康増進課6名 地域保健課2名 生活衛生課1名 動物愛護ふれあいセンター2名		高齢者支援課5名 地域包括支援課1名 保険年金課3名
		帰国者・接触者 相談センター	地域保健課1名	保健予防課1名	健康増進課1名			
		入所・ 受診等調整	総務企画課1名	保健予防課2名 地域保健課3名	生活衛生課1名			
		クラスター対策	地域包括支援課1名	地域保健課1名 保健予防課1名	地域包括支援課1名 生活衛生課1名			
			健康観察	地域保健課1名 保健予防課1名	地域保健課1名	地域保健課2名		高齢者支援課1名 保険年金課4名
		事務	保健予防課1名					地域包括支援課2名 地域保健課1名 保険年金課1名 国民年金室1名
		移送班	生活衛生課長			生活衛生課1名		
検査班	衛生検査課長			生活衛生課2名	総務企画課1名	健康増進課2名		
				動物愛護ふれあいセンター1名	生活衛生課2名	保健予防課1名		
					衛生検査課7名			

2. 平時における準備 (3) 組織体制



2) 受援体制 健康医療部以外からの応援職員

※感染症調整本部の求めに応じて感染症対策本部が調整

部署名	グループ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画部	対策総括班	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
会計課	対策総括班	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
議会事務局	対策総括班	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
監査事務局	対策総括班	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広報部	情報管理グループ(以下「G」)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
危機管理部	庶務G	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
総務部	庶務G	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
環境部	相談G	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
土木部	相談G	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
教育総務部	相談G	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
財政部	疫学調査G	6	10	10	11	11	11	11	10	10	10	10	10
都市部	疫学調査G	11	9	9	8	8	9	9	9	9	9	9	9
上下水道局	疫学調査G	8	6	6	6	6	5	5	6	6	6	6	6
学校教育部	帰国者・接触者相談センターG	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
経済産業部	入所・受診等調整G	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
農業委員会事務局	入所・受診等調整G	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生涯学習部	入所・受診等調整G	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
福祉部	クラスター対策G	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
こども部	健康観察G	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
市民生活部	事務G	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
選挙管理委員会事務局	移送班	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
保健師8名を加えて合計100名		92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92

※赤字部分は、業務繁忙時期やBCPを考慮して、従事人数の割り当てを調整しています。

※発動時点での「組織改編・定数変更」や「時間外等の業務時間の実績」を考慮して、従事人数の見直します。



2. 平時における準備

(3) 組織体制

3) 職員の安全管理・健康管理

4) 施設基盤・物資の確保

(4) 業務体制

○ 有事の際、円滑に業務を遂行できるよう、マニュアル等を整備して、各業務の体制を整備する。

1) 相談

2) 地域の医療・検査体制整備

3) 積極的疫学調査

4) 健康観察・生活支援

5) 移送

6) 入院・宿泊施設関係

7) 水際対策



2. 平時における準備

(5) 関係機関との連携

○ 感染症対応に係る関係機関の各連絡先をリスト化しておき、年度当初に変更が無いか確認を行う。

1) 千葉県，保健所設置市

2) 庁内

3) 保健所間

4) 検査機関等

5) 医療機関等

6) その他（学校等）

(6) 情報管理・リスクコミュニケーション

1) 情報管理

2) リスクコミュニケーション



3. 感染状況に応じた取組, 体制

【資料4 別添】 感染状況に応じた取組, 体制
のとおり

(参考) 柏市感染症予防計画について



(1) 策定について

概要

- 感染症の予防に関する基本的な方針や施策を示す計画。
- 感染症法に基づき、これまでは、都道府県が平時に策定。
- 令和4年12月、新型コロナ対応を踏まえ、感染症法が改正。地域の実情に応じ、機動的に感染症対策に取り組めるよう、新たに保健所設置市も、感染症予防に関する国の基本指針や、都道府県の定める計画に即して、定めることとされた。

(計画期間: 令和6年4月1日から6年間)

策定のポイント

- 千葉県の計画の内容に準じて記載することを基本とする。
- その上で、新興感染症に対応する体制を充実させるため、検査の実施能力や、保健所職員等の研修・訓練回数、流行開始1月で想定される業務量に対応する人員確保数について、市でのコロナ対応の実績や振り返りを踏まえ、数値目標を設定。

(参考) 柏市感染症予防計画について



(2) 柏市感染症予防計画に記載する事項 (数値目標)

区分	項目	目標値
保健所の体制	流行初期から1か月間の業務量に対応する人員確保数	206 人
検査	検査の実施能力 PCR検査機器の数	1日255件 2台
人材育成	保健所職員等の研修・訓練回数	年1回以上
医療の提供	ベッド数・発熱外来数 等	県で一括して記載
物資の確保	防護服を備蓄する医療機関数	県で一括して記載
宿泊療養	宿泊施設の居室数	県で一括して記載

【資料4 別添】感染状況に応じた取組，体制

		流行初期（発生の公表前）	流行初期（発生の公表から1ヶ月間）	流行初期以降	感染が収まったら
組織体制	部内体制	<ul style="list-style-type: none"> 感染症調整本部の体制，各役割分担等について健康医療部内及び庁内関係部署に周知を図る 医療機関や市民等からの問合せに対応できる体制を構築 必要な物資・資機材の調達等の準備を開始 	<p>【第一報の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康医療部長に報告し，感染症本部体制への移行判断を求め，市長その他関係部署に状況を報告 クロノロジーへの記録作業を行う <p>【平時から有事への切り替え】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康医療部長の指示により，速やかに部内の体制を有事体制に切り替える 感染症対応職員リストに基づき，必要な人員の参集を行う 外部委託，ICT化等，業務効率化を進めていく 健康医療部内で速やかに感染症調整本部を設置し，本部会議を開催し，基本的方針の決定，組織体制，意思決定方法，情報共有方法等について，認識の共有と確認を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況に応じて業務量を想定し，体制の見直しや拡張を行う 財政部門と協議し，追加の予算を確保 具体的な対応はできるだけ担当部署（班）に権限移譲を行う 業務効率化のため，引き続き業務の必要性及びフローの見直しを行い，外部委託，県等との一元化，ICT化等を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症業務の段階的縮小を実施 BCPの発動終了を目途に，通常業務を再開
	受援体制	<ul style="list-style-type: none"> 感染症調整本部を構成する職員，IHEAT要員の参集準備を開始 感染症調整本部の業務環境を確保するため，執務スペース，電話機やPC等の機器の準備を行う 応援者のためのオリエンテーションに向けた準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 健康医療部長の指示により，速やかに部内の体制を有事体制に切り替える 感染症対応職員リストに基づき，必要な人員の参集を行う 外部委託，ICT化等，業務効率化を進めていく 健康医療部内で速やかに感染症調整本部を設置し，本部会議を開催し，基本的方針の決定，組織体制，意思決定方法，情報共有方法等について，認識の共有と確認を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 感染者の増加に伴い，夜間・休日の対応が長期化することを想定し，持続可能な組織体制を構築する。 オリエンテーション資料，マニュアル，FAQ等の更新や職員間での引き継ぎを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制の段階的な縮小 次の感染拡大の波が来ることを想定して，マニュアルやFAQ等を更新
	職員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 平時の検討を踏まえて，流行を想定した勤務体制を準備 PPEの正しい着用方法など，患者等対応業務における感染予防策を改めて周知 	<p>【BCP発動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画に係る部署と連携して，感染症対応に必要な人員を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大に伴う身体的・精神的負荷が予測されるため，流行初期からの取組を継続し，サポート体制を十分に確保 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の身体的・精神的状況に配慮し，休暇を取得できるよう検討
	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 外部人材や対応職員の執務スペース，電話機やPC等の機器確保の準備を行う 備蓄品（マスク，PPEや消毒液等の感染症対策物資）の確認と，配分に向けた準備 	<p>【その他の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大を見越して，感染症調整本部の構成人員（職員，IHEAT要員等）の参集を行う 職員のメンタルヘルス対策等のサポート体制を確保 必要な物資・資機材の調達を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き，在庫状況の確認と物資の確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 執務スペース等の継続使用可否や移転の要否を確認して，次の感染拡大に備える 次の感染拡大に備えて，引き続き，物資の在庫状況を確認し，補充等を行う
業務体制	相談	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センターや一般相談等のコールセンターを設置し，相談先の周知を実施 病原体の特性に関するFAQを周知し，相談体制の負荷を減らす 多くの問合せが来ることを想定し，相談体制を十分に確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 相談の増加に合わせて，夜間・休日等相談体制を拡充する 外部委託や県による一元化の手続きを，準備が整ったものから順次進める 	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況に応じた体制の拡充・変更を継続して行う 引き続き，業務効率化を進めるとともに，外部委託した相談体制が適切に機能しているか，個人情報保護を遵守しているか，適宜チェックを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 業務体制の段階的な縮小を行う
	地域の医療	<ul style="list-style-type: none"> 感染疑い例を市に速やかに報告するよう医療機関へ依頼 積極的疫学調査実施要領に基づく患者の定義等を医療機関に周知 感染疑い例を認知した場合，医療機関への受診調整を行う 衛生研究所等と検査やサーベイランスに係る体制等を再確認 協定締結医療機関による発熱外来設置等の準備状況を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結医療機関で発熱外来が速やかに開設されるよう支援 かかりつけ患者の相談対応や他の医療機関への速やかな紹介状送付等，医療機関に対して依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱外来への受診が円滑に行われるよう，引き続き対応 	<ul style="list-style-type: none"> 業務体制の段階的な縮小を行う
	検査体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 積極的疫学調査を実施できる人材の参集に向けた準備 積極的疫学調査専用の電話回線，電話機，PC等の確保手続きを開始 積極的疫学調査実施要領に基づく調査票の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的疫学調査実施要領に基づき，積極的疫学調査を実施 感染源・濃厚接触者を迅速に特定し，感染状況の評価を行う 積極的疫学調査のプロトコールによる評価や分析を行う 外部の専門機関への協力を求め，サーベイランス強化やクラスター対策を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の特性，感染状況や方針等を踏まえ，積極的疫学調査の重点化や終了が示された場合は対応を変更 ハイリスク施設等においては，外部専門職への相談や協力要請を行い，クラスター対策を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 業務体制の段階的な縮小を行う 積極的疫学調査を重点化していた場合は，状況により再開
	健康観察	<ul style="list-style-type: none"> 手順及び関係機関との役割分担を再確認 市民に対し，感染拡大に向けて健康観察等の方法について周知 健康観察に用いるツールの使用方法等を再確認 	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察が必要な者に対し，健康観察を実施 引き続き，市民に対し，感染拡大に向けて健康観察等の方法について周知 	<ul style="list-style-type: none"> 入院の必要性がない患者に対して，自宅・宿泊療養，施設等での健康観察を行う方針となった場合は，対応できるよう体制を整備 医療関係団体の協力を得ながら，健康観察，オンライン診療，往診，訪問薬剤管理指導，訪問看護等による健康観察の体制を確保 自宅療養に必要な情報提供やパルスオキシメーター等配付を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 業務体制の段階的な縮小を行う
	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 感染疑い例の移送も生じることを想定 移送の手順及び関係機関との役割分担を再確認 	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関との連携，県による一元化，民間事業者への委託等の手続きを順次進めつつ，移送体制の確保を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関との連携，県による一元化，民間事業者への委託等を活用しつつ，移送に必要な業務体制の拡充を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 業務体制の段階的な縮小を行う
	入院	<ul style="list-style-type: none"> 感染症指定医療機関等への入院調整の手順及び関係機関との役割分担を再確認 県と連携して協定締結医療機関等に情報共有 県や医療機関に入院病床の確保状況を確認 宿泊療養施設の確保方針について県へ確認 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病床の確保，宿泊療養施設の開設に必要な情報を県へ提供 医療機関等と連携・役割分担に基づき，迅速に入院調整を行う 感染症法に基づく入院勧告，健康診断勧告，就業制限や感染症診察協議会の開催，医療費の公費負担に係る業務を実施 宿泊施設の対応等については，県と協議の上で対応を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 入院の必要性がない患者に対して，自宅・宿泊療養，施設等での健康観察を行う方針となった場合は，対応できるよう体制を整備 後方支援医療機関への病院間の搬送や退院等について県と連携 入院体制・後方支援体制等強化のため，医療機関や医師会等に引き続き協力要請を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 業務体制の段階的な縮小を行う
	宿泊施設関係	<ul style="list-style-type: none"> 多言語通訳サービス等の活用開始を準備 検疫所長からの通知があったときは，入国者の健康観察を実施 検疫所長より通知された入国者の健康状態に異状が生じたときは，その旨を千葉県に報告し，当該者に対して適切な措置を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 感染者の出国に当たっては，国際保健規則（IHR）に基づく通報が必要であるため，厚生労働省や在外公館と調整が必要なることを認識しておく 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き，関係機関等と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 業務体制の段階的な縮小を行う
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> 各業務における関係機関との役割分担を再確認 衛生研究所等と検査・サーベイランスに係る連携体制を再確認 対応人員の参集や，必要な物資・資機材の調達等の準備を開始 衛生研究所等と発生状況等について情報共有し，検査の初動対応に向け準備 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係部署に，人的・物的支援の協力を依頼 県や保健所設置市との情報共有の機会に参加 衛生研究所等へ検査・分析を依頼 国が示した診断，治療に係る方針を医療機関や関係団体等に周知 消防機関や医療機関等と患者の迅速な入院・搬送のために連携 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係部署に人的・物的支援の協力を引き続き依頼 医療提供体制のひっ迫防止に備え，各関係機関と役割分担の見直しを実施 自宅療養者への医療提供体制を，医師会等の関係機関と連携して体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が抱えていた課題やノウハウを共有し，体制を見直す 必要に応じて訓練や研修を実施，研修プログラムの改訂を行う 	
関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 健康医療部内の連絡体制を確認 関係機関と緊急時における連絡および連携体制を確認 市民に向けて，感染予防策，感染症の特徴，海外での発生状況，相談窓口等の最新情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 入手した情報をクロノロジーとして記録し，調整本部会議で共有 リスクコミュニケーションを意識して情報発信に取り組む 多数の取材で混乱を防ぐため，広報担当官による記者会見を開催 市民に対して，多様な媒体を通して分かりやすい情報発信を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 記者会見や報道発表を引き続き実施 市民に対して，療養や軽症・無症状者を看護するときの心得等を周知 	<ul style="list-style-type: none"> 感染者の情報を整理，分析，検証を行い，次の波に向けて対策を検討 情報提供体制を評価し，見直しを行う 次の波に備えて，情報提供と注意喚起を行う 	
情報管理					
リスクコミュニケーション					

柏市経営戦略方針に係る保健衛生の取組評価

資料5

計画名		柏市健康増進計画		所管部署		健康増進課		計画推進における課題	
掲げる目標									
1.健康寿命の延伸 2.生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底									
進捗評価									
主な取組①		運動習慣の定着及び身体活動・運動に取り組みやすい環境づくり							
事業①		ウォーキング推進事業				目標		20～59歳のほとんど運動をしていない人の割合40%	
進捗		R3実績	R4実績	R5実績	R6	R7	(備考) 評価指標については今後検討予定		
		-	-	51.90%	最終評価	次期計画開始			
主な取組②		野菜の摂取量を増やす取り組みの推進							
事業①		給食施設指導事業				目標		「肥満に該当する者の割合」の増加施設割合の減少(前年度比)	
進捗		R3実績	R4実績	R5実績	R6	R7	(備考) 評価指標については今後検討予定		
		22%	57%	55%	最終評価	次期計画開始			
事業②		野菜を食べよう柏協力店事業				目標		登録店舗数の増加	
進捗		R3実績	R4実績	R5実績	R6	R7	(備考) 評価指標については今後検討予定		
		47店舗	55店舗	57店舗	最終評価	次期計画開始			
主な取組③		成人女性・妊婦の喫煙率低下のための取り組み及び受動喫煙対策の推進							
事業①		禁煙サポート事業				目標		禁煙支援薬局数の増加	
進捗		R3実績	R4実績	R5実績	R6	R7	(備考) 評価指標については今後検討予定		
		30店舗	23店舗	22店舗	最終評価	次期計画開始			
事業②		おいでよ！カシワニ禁煙ステッカー等配付事業				目標		登録店舗数の増加	
進捗		R3実績	R4実績	R5実績	R6	R7	(備考) 評価指標については今後検討予定		
		52店舗	107店舗	107店舗	最終評価	次期計画開始			
今後の取組									
<ul style="list-style-type: none"> ・柏市民の健康寿命は、平均寿命の伸びを上回り延伸しています。 ・令和5年度に実施した「柏市民健康意識調査」等の結果では、全体的に成年期・壮年期において、生活習慣に課題が多い状況が明らかになりました。 ・性別、年齢、居住地域によって、健康意識や行動、生活習慣に差が生じている部分が見られました。 									
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度保健衛生審議会健康増進部会にて、現行計画の評価、次期計画の策定を行います。 ・全ての世代で「健康」の価値を再認識でき、自らの健康に関心を向けられるような社会環境づくりを目指します。デジタル技術の利活用、民間企業のノウハウとネットワークの活用、専門家や学術機関の知見やエビデンスの活用等、産学官医連携による取り組みを進めます。 ・成年期・壮年期への健康づくりの取り組みを強化し、地域保健と職域保健の連携強化等、メリハリをつけた効果的な保健事業や健康づくり施策を検討します。 									

柏市経営戦略方針に係る保健衛生の取組評価

計画名		柏市母子保健計画		所管部署	地域保健課		計画推進における課題		
掲げる目標								<p>・令和2年度、令和3年度に柏市母子保健計画（平成28年度策定）の中間評価を実施。評価指標38項目の内24項目が改善（約60%）、7項目が悪化傾向であった。</p> <p><悪化した評価指標>乳幼児健康診査の未受診率、地域の人からの声かけ状況、ハイリスク妊婦の割合、特定妊婦の割合、朝食を子どものみで食べている児の割合、小中学生の肥満傾向児の割合、歯肉に炎症がある10代の割合</p> <p>・評価指標の種類別達成度では、環境整備85.7%、健康行動60%、健康水準53.8%であった。</p> <p>・柏市の母子保健の現状では（計画策定当時より）、子育て世代の核家族化の増加傾向、出生数（出生率）の減少傾向、合計特殊出生率の減少傾向、女性の雇用数の増大傾向、父親の育児参加の増加傾向がみられた。</p> <p>・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まり、子育てに不安を抱えている家庭が増加している。</p> <p>・母子保健事業を通じた推移では、妊産婦・乳幼児の要支援家庭への支援件数の増加（特にハイリスク妊婦数、医療機関や他機関からの依頼数）、ハイリスク妊婦の内こころに問題を抱える妊婦の割合が増加傾向にある。</p>	
<p>基本理念：親子がともに健やかに育つまち柏</p> <p>本目標 1.安心した妊娠・出産と心ゆたかに子育てができるまち</p> <p>2.子どもの育ちと子育てを支え合うまち</p> <p>3.配慮が必要な子どもの健やかな成長を見守り支え合うまち</p>									
進捗評価									
主な取組①		切れ目のない妊産婦・乳幼児の支援							
事業①	妊娠届出時の保健師等の面談				目標	面談率100%			
進捗	R3実績	R4実績	R5実績	R6目標	R7目標	（備考）最終年度に面談の満足度を調査する。今後、進捗指標を検討する（関係機関との連携状況等）。			
	100%	100%	100%	100%	100%				
事業②	要支援家庭への支援				目標	支援率90%			
進捗	R3実績	R4実績	R5実績	R6目標	R7目標	（備考）中間評価のための調査ではR1実績83.3%。			
	93.90%	95.80%	94.70%						
主な取組②		健康づくりを意識した地域活動、母子保健活動の推進						今後の取組	
事業①	電子親子手帳サービス事業				目標	アクティブユーザー率30%			
進捗	R3実績	R4実績	R5実績	R6目標	R7目標	（備考）			
	18.04% 1257名	16.78% 1452名	14.19% 1416名						
事業②	地域ぐるみでの子育て支援（母と子のつどい参加者数）				目標	地域の人からの声掛け状況90%			
進捗	R3実績	R4実績	R5実績	R6目標	R7目標	（備考）中間評価のための調査ではR1実績77.3%。			
	実施なし	1,865	4,059						
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>								○妊娠期から子育て期にわたる相談支援体制の充実	
								○健康づくりを意識した地域活動、母子保健活動の推進	

部署名	健康政策課
分掌事務	
<ol style="list-style-type: none"> 1 豊四季台地域高齢社会総合研究会(在宅医療に関するものを除く。)に関すること。 2 健康・医療施策に係る政策に関すること(他の部署の所管に属するものを除く。) 3 健康危機管理の総括に関すること。 4 医療連携の推進に関すること。 5 健康医療部、福祉部及びこども部内の組織、定員、予算及び人材育成に係る調整に関すること。 6 健康、医療及び介護における国、県等の政策及びその他の官公庁等に係る新規事業等の所管に関すること。 7 部内の事業調整及び庶務に関すること。 	
令和5・6年度の状況、現在の課題	
<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年7月に新規開始した若年がん患者在宅療養支援事業は、令和4年度は利用登録者5人に対し合計278,820円を支給、令和5年度は利用登録者4人に対し合計94,254円を支給。 令和5年10月に新規開始したウィッグ等購入費等助成事業は、令和5年度は118人に対し合計4,316,521円を支給。いずれの事業も効果的な周知の検討と継続が必要。 2 対人システムは、令和7年度末までのシステム標準化を進めており、現行システムベンダ・DX推進課・関係システムベンダとの協議を適宜行っていくことが必要。 対物システムは、リプレイスにより令和6年度から新システムの稼働が始まっており、早期の安定稼働を目指すことが必要。 	
令和6年度以降の取組み	
<ol style="list-style-type: none"> 1 若年がん患者在宅療養支援事業は、関係機関や利用者からの声を集約しながら、近隣市の実施状況も踏まえて、事業の方向性を継続的に検討する。 ウィッグ等購入費等助成事業は、HP掲載のほか、定期的な広報紙掲載や駅前デジタルサイネージ放映などを実施する。 2 対人システムは、システム標準化に向けて、システムベンダとの契約、国補助金申請、ガバメントクラウド利用申請などを行う。 対物システムは、新システムの早期安定稼働に向けて、システムベンダとの課題管理方法について、担当者の声を聴きながら改善する。また、並行して、タブレット端末の利用価値向上策を実運用しながら検討する。 	

令和7年度 新規・拡充・統合事業（案）			有	無
事業名		内容		
概算			財源種類	

部署名	地域保健課
主な分掌事務	
<p>1 地域保健担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健の推進，柏市民健康づくり推進員，母子保健に係る医療費助成，出産・子育て応援給付金の給付に関すること <p>2 母子保健担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の推進，母子健康診査，妊産婦・新生児の訪問指導及び乳児家庭全戸訪問事業，母子保健の相談支援，子育て世代包括支援センター（妊娠子育て相談センター）の運営，産前・産後サポート事業，産後ケア事業，伴走型相談支援の実施に関すること <p>3 子育て包括担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の相談支援（特定妊婦・要支援家庭への支援）に関すること 	
令和 5 ・ 6 年度の状況，現在の課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 4 月に，柏駅前妊娠子育て相談センター及び駅前すこやかプチルームを柏市子ども子育て支援複合施設（TeToTe）へ移転し，相談支援体制の充実を図った。 ・産後ケア事業について，支援の必要なかたが必要なタイミングで支援を受けられるよう，令和 5 年度に宿泊型と通所サービス型の施設を拡充するとともに，令和 6 年度から利用対象年齢の延長や利用者自己負担額の減免を行うなど，支援制度の充実を図った。 ・令和 5 年 2 月から，妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ，様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し，経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援給付金事業を開始しており，令和 6 年度も引き続き実施する。 ・核家族化や人間関係の希薄により，交流の減少，親族支援等も受けづらく孤立しやすい環境であることから，育児不安等が増加している。また，ハイリスク妊婦のうち，こころに問題を抱える妊婦の割合が増加している。 	

令和6年度以降の取組み

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供する。特に、配慮や支援が必要な妊婦や子ども及び子育て中の家庭に対し、きめ細やかで切れ目ない支援を行うため、令和8年度の（仮称）柏市子ども・若者総合支援センター開設を見据え、こども相談センターなど関係部署、関係機関との連携強化に向けた仕組みを構築していく。

- (1) 児童福祉機能と母子保健機能の一体化に向けた体制の構築
- (2) 特定妊婦・要支援家庭の早期発見・支援のための仕組みの構築
- (3) 妊娠期から子育て期にわたる相談支援体制の充実

令和7年度 新規・拡充・統合事業（案）

有

無

事業名	内容
概算	財源種類

部署名		健康増進課	
主な分掌事務			
<p>1. 総務担当 課の総務，健康増進施策の企画，健康増進計画策定，保健センターの施設管理</p> <p>2. 予防接種担当 予防接種の周知，啓発，実施</p> <p>3. 保健事業担当（成人保健班・国保班） 健康増進事業の実施，がん検診の実施，健康増進法に基づく検査等の実施，受動喫煙防止対策 国民健康保険・後期高齢者医療の保健事業の実施</p>			
令和5・6年度の状況，現在の課題			
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度組織改編により，新たに国民健康保険等の保健事業が移管され，全ての市民に対する保健事業を一体的に，切れ目なく行える体制に強化されました。また，専門職の地域担当制を導入し，各地域単位での健康づくり活動に参加できるよう，地域保健課および柏市民健康づくり推進員との連携を開始しました。 ・令和6年度は，現行の健康増進計画の最終評価と次期計画策定，新型コロナワクチン接種の定期接種化に伴う接種体制の調整，健（検）診受診率向上のための課題整理と対応策検討を行います。 ・民間事業者等と連携した多世代への啓発活動（70周年記念事業：プレイバック柏への参加等）に力を入れて，健康低関心層への働きかけを強化します。 			
令和6年度以降の取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ・「柏市民健康意識調査」等の実施結果や各種データを分析し，健康課題や取り組みの方向性を整理します。特に，健康寿命の延伸を継続していくためには，若い世代や働く世代，子育て世代への取り組みの強化を図る必要があるため，関係機関と連携して，効果的な対策を検討します。 ・健（検）診受診率向上に向けて，対応策を具現化していくため，関係機関との調整を進めます。 ・ICTツール（アプリ等多様なデバイス，民間PHR等）を活用した健康づくりへの効果的な働きかけを検討し，健康無・低関心層への働きかけを強化します。 			
令和7年度 新規・拡充・統合事業（案）		有	無
事業名		内容	
概算		財源種類	

部署名	総務企画課
主な分掌事務	
<p>1 総務企画担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に係る企画立案，調査研究，人材育成，保健統計及び事業調整に関すること ・ 健康危機管理の施策に関すること ・ 柏市保健衛生審議会に関すること ・ 柏市総合保健医療福祉施設（ウェルネス柏）の管理に関すること ・ 健康増進法，食品表示法及び調理師法に関すること <p>2 医事薬事担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法，医療安全相談に関すること ・ 医療関係従事者等の免許等に関すること ・ 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律に関すること ・ 毒物及び劇物取締法，覚醒剤取締法，薬物乱用防止対策に関すること 	
令和5・6年度の状況，現在の課題	
<p>○令和5年5月8日からの新型コロナウイルス第5類感染症移行を受け，各取組・事業を再開した。</p> <p>○健康危機管理対処計画（感染症編）を令和5年度末に策定し，令和6年4月1日から運用を開始した。事案発生時にスムーズに対処できるよう，健康危機管理に必要な項目を平時において体制を築き，進捗管理を行っていく。</p>	

令和6年度以降の取組み

1 専門職の人材育成：新興感染症などの健康危機に備えた研修を実施するまた、人材育成基本方針に基づくキャリアパス運用や研修，学生実習受入れ等を引き続き実施する。今後は，専門職のジョブローテーションの改善，県職員の派遣終了を見据えた管理職の育成等を進める。

2 医療機関等の立入検査：令和5年度は，4年ぶりに実地で調査を実施。令和6年度も，県が示す重点項目や医師の働き方改革に係る新規項目に沿った検査を行う。また，新型コロナ感染拡大により検査縮小していた診療所や施術所，薬局・毒物劇物販売業者も対象に含め，給食施設等も立入検査を計画・実施する。

3 健康危機管理：健康危機管理体制構築や強化を図るため，人員体制の確保や人材育成のための研修等を進める。

4 ウェルネス柏工事関係：経年劣化により，館内エアコンや外壁・屋上塗装の問題が発生しているため，改修工事を令和6・7年度の2か年で実施。工事期間中は改修を行うエアコンを全て停止するため，体温調節が未熟など，配慮が必要な幼児・児童が利用するスペースもあることから，工期の設定に配慮し，2か年かけて実施する。

5 各種啓発：熱中症予防啓発や薬物乱用防止，骨髄バンク登録キャンペーン等の各種啓発を，連携する部署や実施する場所の工夫や検討を重ねながら順次実施する。

			有	⊖
事業名		内容		
概算		財源種類		

<p>部署名</p>	<p>保健予防課</p>
<p>主な分掌事務</p>	
<p>1 感染症・疾病対策担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること ・ 検疫法に関すること ・ 感染症の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること ・ 柏市感染症診査協議会に関すること ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律その他の疾病対策に関すること ・ 難病相談に関すること ・ 療育医療に関すること <p>2 精神保健福祉担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること ・ 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に関すること ・ 精神保健福祉に係る相談支援及び啓発に関すること 	

令和5・6年度の状況、現在の課題

1 新型コロナウイルス感染症の5類移行後、通常体制への移行期間（R5年度末終了）に、新型コロナウイルス感染症相談センターの設置（R6年2月まで）、社会福祉施設のクラスター対策支援などを実施した。

令和5年度は夏季のヘルパンギーナ、秋季からのインフルエンザ等、季節性感染症の発生動向に増加が見られたため、啓発チラシ配付・HP発信による周知に努めた。また、乳幼児施設内での集団発生が見られたことから、個別事案への対応の他、感染対策研修会を実施した。

コロナ禍で検査体制を縮小したエイズ、梅毒等の性感染症が増加傾向にあることを受け、休日の検査枠を拡大し体制強化に取り組んでいる。

次の感染危機の備えとして、予防計画に基づく人材育成や、平時から地域の医療機関等関係者と連携する体制作りに注力する必要がある。これらの目的と通常業務を関連付け、対象者及び関係者への啓発・研修の実施、委託化による業務整理等に取り組み、感染症対応人材の育成と体制強化に繋ぐ。

2 精神保健福祉法改正に伴い、令和6年4月1日より市が実施する精神保健に関する相談支援の対象に精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象になり、庁内全体で精神保健に関する包括的な支援体制の整備を行う必要がある。それに伴い、令和5年度は、庁内関係職員向けに精神保健福祉に関する研修会を開催。令和6年度は「心のサポーター養成研修」を開催し、人材育成と体制強化に取り組んでいく。

また地域包括ケアシステム構築推進事業の推進を継続し、地域の支援機関と地域課題へ取り組んでいく。

令和6年度以降の取組み

1 千葉県感染症対策連携協議会に参画し、平時から関係機関との連携協議に加わると共に、柏市予防計画の進捗管理を行う。医療措置協定、宿泊確保措置協定等について、県域の進捗状況を把握しながら、柏市計画に沿った研修や訓練の実施、マニュアル整備等に取り組む。

2 精神保健福祉法改正に伴う、精神障害者等に対する包括的支援の確保に向けて、庁内関係部署、関係機関等と連携強化を図り、それぞれの専門性を活かした相談支援体制整備に取り組む。

令和7年度 新規・拡充・統合事業（案）

有

無

事業名	内容	財源種類
概算		

部署名	生活衛生課
主な分掌事務	
<p>1 環境衛生担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理容師法，美容師法及びクリーニング業法，興行場法，旅館業法及び公衆浴場法に関すること ・ 水道及び飲料水の衛生，温泉法に関すること ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること ・ 遊泳用プールの衛生に関すること ・ 化製場等に関する法律に関すること ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること ・ 環境衛生に係る検査に関すること <p>2 食品衛生担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生に関すること ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関すること ・ と畜場法に関すること 	
令和 5 ・ 6 年度の状況，現在の課題	
<p>1 環境衛生担当</p> <p>(1) 生活衛生関係営業施設の許可・確認 申請又は届出に基づき，現地にて構造等を確認し，許可又は確認を行う。</p> <p>(2) 生活衛生関係営業施設の監視 令和 5 年度の施設監視は，新型コロナウイルスの影響で監視を見送っていた施設を中心に実施。令和 6 年度は通常どおり実施予定。</p> <p>(3) 事業推進にあたっての課題 簡易宿所やサウナ施設等，これまでとは異なる新たな営業形態の相談が増えており，コロナ明けで社会活動が活発化している影響が一要因として考えられる。また，社会全体のICT化とともに，生活衛生関係営業施設においても，過去には対面により対応されていた部分をICT技術の活用により無人化されるなど，社会情勢の変化を受けて，業の在り方も変化してきている。新たな営業形態に合わせた衛生・安全管理の指導が必要となってきた。</p>	

2 食品衛生担当（食鳥検査含む）

(1) 健康危機事案を最優先項目として、従来どおり実施。

食中毒事件発生状況：令和5年度1件、令和6年度1件（7月末現在）

保健所に寄せられる苦情の申出が増加傾向にある。コロナ明けで社会活動が活発化、人々の行動範囲が拡大し、外食利用が増加している影響が一要因として考えられる。

(2) 営業許可、営業届出の許認可業務

通常どおり実施した。

(3) 施設の監視、指導

令和5年度の施設監視は、担当人員数減により計画どおりの実施が困難であったが、令和6年度は、計画どおり実施予定。

(4) 食品等の収去、外部委託検査

計画どおり実施した。

令和6年度以降の取組み

1 環境衛生担当

新型コロナウイルス感染症流行前の水準で施設監視を行うことを基本とするが、公衆衛生に与える影響等を勘案し、業種毎に監視実施頻度及び監視方法等を見直し、監視が円滑に実施できるよう工夫する。

また、ホームページ等を利用し、施設管理等に必要な情報を積極的に発信する。

2 食品衛生担当（食鳥検査含む）

HACCP理念に基づく監視、指導を、従前に近い水準に戻す。

コロナ禍で実施していなかったリスクコミュニケーション事業について、集合形式の講演会を実施予定。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理講習会&相談会を開催し、食品事業者のHACCP導入を支援する。

令和7年度 新規・拡充・統合事業（案）

有

無

事業名	内容
概算	財源種類

部署名		動物愛護ふれあいセンター	
分掌事務			
1 狂犬病予防法に基づく事務 2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務 3 動物愛護ふれあいセンターの管理運営に関する事務			
令和5・6年度の状況、現在の課題			
犬の登録手続きは、市役所窓口での鑑札交付が主流であったが、令和4年6月以降は、ペットショップ等販売犬のマイクロチップ装着義務化に伴い、8割から9割の新規登録犬が、マイクロチップ装着によりオンラインで新規登録を済ませている。一方で、狂犬病予防注射済票の交付は対面事務となっており、市民の利便性向上には更なる工夫が必要である。 2 市民からの動物飼育に係る苦情、相談や、愛玩動物の適正飼育についての助言 犬、猫等の不適切な飼養により、住宅地における糞尿被害や鳴き声、ノーリード等による散歩マナーの不徹底に係る相談が多く寄せられる。 3 地域猫活動による野外で暮らす猫の無秩序な繁殖制限 市民参加型の地域猫活動は、野外で暮らす猫が無秩序に繁殖することを抑制し、市民の良好な住環境確保や動物愛護センターでの猫の引取り頭数の削減及び猫に係る苦情・相談を減らすのに有効である。不妊去勢手術実施に必要な施術料は、ボランティアや地域の負担となっている。			
令和6年度以降の取組み			
1 野外で暮らす飼い主のいない猫対策として、地域猫活動を推進し、不妊去勢手術事業へ協力くださる市民に対し猫の不妊去勢手術代金の助成を行う。なお、手術実施協力者の負担軽減と、地域猫活動の拡大を目指し、助成対象頭数及び助成額を昨年に比し拡大している。 2 犬及び猫の逸走時、また発災時に行方不明になった動物の速やかな飼い主への返還を目的とし、動物へのマイクロチップ装着を推奨している。本年9月以降には、マイクロチップ装着普及助成事業の実施を予定している。 3 災害時に犬、猫等が、屋内避難できる施設の拡充を関係部局と共に進める。また、災害時動物救護マニュアルの見直しや、千葉県獣医師会東葛支部との協定を踏まえた訓練等の実施により、災害発生時対策の実効性を高める。 4 動物愛護センターの収容動物は、その多くが動物愛護ボランティアに引出され、家庭への譲渡に結び付いている。引き続き、ボランティアとの協働を推進し、支援の拡充方法について検討している。 5 殺処分ゼロの継続や、ボランティアとの協働、犬、猫等の高齢化に伴う課題を踏まえ、動物愛護センターでは、有識者からの意見聴取手段や施策の推進方法等について検討を重ねている。			
令和7年度 新規・拡充・統合事業（案）			<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業名	(仮) 動物共生未来ビジョンの策定	内容	人も動物も健康で心豊かに暮らせるまち柏の実現を目指すため、今後の動物愛護行政の方向性を検討する仕組みを作り、会議等で議論された意見を市政へ反映していく。
概算	未定		一般財源

部署名		衛生検査課	
分掌事務			
1 健康危機事案に係る検査に関すること 2 臨床検査に関すること 3 食品衛生検査に関すること 4 環境衛生検査に関すること			
令和 5 ・ 6 年度の状況，現在の課題			
<p>新型コロナウイルス感染症流行期においては，新型コロナウイルスPCR検査を最優先に実施するため，他の検査業務の一部を縮小していたが，令和 5 年度からは新型コロナウイルス感染症発生前の検査体制で各種検査を実施している。</p> <p>現在，衛生検査課における検査実施能力の向上を課題と捉え，千葉県衛生研究所等への研修による人材育成及び検査機器等の整備の徹底を図っている。</p> <p>令和 5 年度は，老朽化した検査機器を更新させるため，高圧蒸気滅菌器，分析天びん等の検査機器を購入しており，令和 6 年度も，検査業務に支障が生じないように，計画的に老朽化した検査機器の更新を進めている。併せて，検査機器の点検，薬品類の在庫管理を徹底することにより，万全の検査体制が維持できるよう努めている。</p> <p>人材育成については，令和 5 年度は千葉県衛生研究所の研修に 2 名参加するなど，計画的に実施しており，令和 6 年度も国や千葉県の協力のもと，人材育成の取り組みを継続している。</p>			
令和 6 年度以降の取組み			
<p>人材育成及び検査機器等の整備を引き続き行うとともに，どの職員が検査を行っても，検査精度を高く保つことができるよう，検査作業書に基づく業務の徹底や外部精度管理事業への積極的な参加等の取り組みを行い，検査実施能力の向上を図る。</p> <p>老朽化した検査機器の更新にあたっては，各検査機器の使用状況や耐用年数等を考慮し，更新計画の細かな見直しを行うことで，効果的に実施することとする。</p>			
令和 7 年度 新規・拡充・統合事業（案）		有	無
事業名		内容	
概算		財源種類	